

財産権問題に関する基本方針案

33

3

31

秘密指定解除

公文書監理室

財産権問題に関する基本方針案

昭和三十三年三月三十一日

二、韓国は朝鮮における唯一の合法政府なるもその権力は北鮮に及ばざるをもつてその財産請求権も全朝鮮を代表するものと考えるところとは出来ない。またわが方の請求権の継承も（軍令第三十三号に基く）北鮮を含まないと解すべきである。

ただし交渉中は韓国側にはこの点を明確に指示せず、また対内的にも（国会等において）韓国政府を朝鮮における唯一の合法政府と認めて交渉せる趣旨にて応酬すべきものと思われる。

三軍令第三十三号及び一九四八年九月の米韓財産取極の効力は現実に南鮮にあり現に処理を了したるものに限る。従つて、現実に南鮮以外にあり、又は何等かの理由により処理未了のものにはその効力なしと見るべきである。

四以上より結論して韓国の請求権に関する提案中（一九五二年二月二十一日提出）わが方において(1)容認し得るもの、(2)容認し得ざるもの及び(3)研究を要するものに細別すれば左のとおりとなる。

(1) 容認し得るもの

(1) 所謂文化財に付ては無償にて運び来たものは無償にて、有償にて運び来たものは対価を支払わしめたる後これを返還する。

(2) 韓国人に対する日本政府の債務（国債、被徴用者の未払金等）は支払う。

(2) 容認し得ざるもの

(イ) 日本政府の対朝鮮總督府の負債

(ロ) 一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金された金員の返還

(ハ) 一九四五年八月九日現在韓国に本店又は主たる事務所のあるたる法人の日本にある財産の返還

(3) 研究を要するもの

(イ) 地図、原版、地金、地銀

(ロ) 韓国人の有する日本銀行券

(ハ) 私人間の債権債務の整理

(ニ) 韓国人の有する日本法人の株式又はその他の証券

(ホ) 財産権又は請求権より生じたる諸果実の返還

返還及び決済の期限